

株式会社リケン 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社リケンと称し、英文では RIKEN CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車用、船舶用、航空機用その他各種ピストンリングおよびシール部品の製造および販売
2. 各種内燃機関並びに内燃機関部品の製造および販売
3. 管継手並びに配管機器および部材の製造および販売
4. 強靱鋳鉄並びに可鍛鋳鉄製品の製造および販売
5. 各種金属の精密鋳造品および加工品の製造および販売
6. 電気機械器具の製造および販売
7. 医療用具の製造および販売
8. 窯業製品の製造および販売
9. 前各号の製品の製造に関連する機械並びに装置の製造および販売
10. 各種金属並びに合金の製造および販売
11. 各種工業炉の製造および販売
12. 各種公害防止機械並びに公害防止装置の製造販売、設計、監督、施工、監理、請負
13. 計量器の販売
14. 土木および建築の設計、監督および施工請負
15. 各種遊戯施設、スポーツ施設の経営および貸与
16. 書籍の販売
17. 動産並びに不動産の賃貸および管理
18. 関係会社に対する投資および融資
19. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は20,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の単元株式数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のあるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役が複数のときは、取締役会が予め定めた順序により、株主総会を招集し、議長となる。
3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

但しこの場合においては、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とし、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する他、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

（任 期）

第22条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の権限）

第23条 取締役会長は、取締役会を司る。取締役社長は、会社を統轄し、業務を執行する。取締役副社長は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当り、取締役会長、取締役社長に共に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日より4日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部ま

たは一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか取締役会で定める取締役会規則による。

(顧問)

第 30 条 取締役会の決議によって、顧問若干名を置くことができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日より 4 日前までに発するものとする。但し緊急を要するときにはこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 35 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

（中間配当）

第 36 条 当社は毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、取締役会の決議によって、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第 1 条 当社は、第 95 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

第 2 条 定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。